

## 12月教育委員会定例会議事録

- 1 日 時 令和7年12月23日（火） 午後3時00分～午後3時15分
- 2 場 所 湖西市役所 市長公室
- 3 出席者 教育長 松山 淳  
委員 西川 優予 山下 恵子 穴水 正哲 杉山 健  
事務局 教育次長（鈴木啓二） 教育総務課長（藤井公和）  
学校教育課長（黒柳孝江） スポーツ・生涯学習課長（佐原 敬）  
図書館長（原田満由美） 教育総務課長代理（仲本真武）
- 4 報 告 第30号 湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について  
第31号 湖西市立小・中学校通学区域審議会条例の一部を改正する条例制定について

午後3時00分開会

(松山教育長) 出席は5名、定足数に達しているので、令和7年12月湖西市教育委員会定例会を開会する。

(松山教育長) 本日の案件は、報告が2件である。審議に入る前に事務局から報告の申し出があったため、事務局の発言を認める。

(教育総務課長) 11月の教育委員会定例会において承認頂いた、議案第21号令和7年度湖西市一般会計補正予算（第6号）要求について」、12月12日開催の湖西市議会12月定例会において一般会計予算のうち教育委員会関係予算、歳出2,073万9千円の増額および債務負担行為3件を要求したが、歳出10款1項4目「教育施設整備費」36万円及び債務負担行為補正「仮設校舎リース料」1億8,117万円が要求通りの可決とならず、一部修正されて歳出2,037万9千円の増額および債務負担行為2件が可決された。

(教育次長) 市としては東小学校と知波田小学校の統合、及び湖西中学校と岡崎中学校の統合を目指していた。今年度設計業務を実施してなかで令和10年度開校を目指すためには、仮設校舎が必要であるという判断に至った。理由としては、1点目が同じ建物内で工事を行うと、在校生が音や振動により学校生活を送れる環境ではなくなること。2点目が、現在南校舎が普通教室、北校舎が特別教室となっているが、北校舎の特別教室だけでは8クラス分に足りないこと。この2点から仮設校舎が必要であるという判断に至り、予算要求を行った。

市議会では、修正動議の提案の前提としてまずは再編そのものに反対するものではないとのこと。理由として3点挙げられたが、1点目としては、仮設校舎という形が残らないことから、1億8千万かけるのは、市民の理解が得られないのではないかということ。2点目としては、湖西中学校の在校生が仮設校舎で卒業するのは、気の毒ではないかということ。3点目としては、1年ずらせば良いのではないかということ。岡崎中学校を先に増築して、湖西中学校の生徒が令和10年度から岡崎中学校に移れば、令和10年度は湖西中学校は空いた状態になるため、その状態で建物の中を工事すれば、すなわち1年小学校の統合をすれば仮設工事はいらないのではないか。という理由で、修正動議が市議会で可決され、予算が削除、債務負担が削除された。

(松山教育長) それでは審議に入る。報告第30号「湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」、事務局の説明を求める。

(教育総務課長) 報告第30号「湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」、湖西市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年湖西市条例第24号）の一部を別紙の通り改正したので報告する。令和7年12月23日提出 湖西市教育委員会  
教育長 松山 淳

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、「こども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令」が令和7年10月1日に改正されたことを踏まえ、根拠法令である「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」の改正内容を、本市条例に反映させるものである。

主な改正内容は、第9条および第12条第3項第3号において引用している児童福祉事業という用語を、国の基準省令の改正に合わせて、相談援助業務に改めるとともに、第14号における法第33条の10という表記を、条文構成の明確化を図るため、法第33条の10第1項に修正するものである。

本改正により、国の法令改正との整合性を確保し、条例の内容を、現行制度に即したものとすることで、放課後児童健全育成事業の適正な運営を引き続き図るものである。

(松山教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(松山教育長) 質疑がないようなので、次の審議に入る。

(松山教育長) 続いて、報告第31号「湖西市立小・中学校通学区域審議会条例の一部を改正する条例制定について」、事務局の説明を求める。

**(学校教育課長)** 報告第31号「湖西市立小・中学校通学区域審議会条例の一部を改正する条例制定について」、湖西市立小・中学校通学区域審議会条例（昭和55年湖西市条例第23号）の一部を別紙のとおり改正したので報告する。令和7年12月23日提出  
湖西市教育委員会 教育長 松山 淳

北部地区の小中学校統合に伴う通学区域の変更に関して、湖西市立小中学校通学区域審議会を開催し、審議を行う必要がある。審議内容に応じた柔軟な対応ができるよう条例を改正した。第3条について、定数18人であったものを18人以内に変更し、また、構成から市の職員を削除するとともに、組織ごとの定数を削除した。第4条について、1年としている任期を諮問に係る答申が終了するまでに変更した。また、小中学校長のみ役職で提出するようになることから、第2項の規定が、小中学校長のみ適用されるよう改正した。その他、字句の修正をし、施行日は公布の日とする。

**(松山教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

**(杉山委員)** 市の職員が今回外れた理由について教えてほしい。

**(学校教育課長)** 市の職員を外すことによって、市側の恣意的な意見が入れなくなるため削除した。ただし必要に応じて、オブザーバーとして参加することも可能であるため、必要に応じて関係者の出席を求めて意見を聞くことができるようしている。

**(杉山委員)** しっかり教育委員会として意見をくみ取っていただき、必要に応じて審議会には参加いただき、あくまで相手任せにはしないでいただきたいなと思う。

**(学校教育課長)** 教育委員会は資料の準備等をさせて頂き、事務局として参加する。

**(西川委員)** 先ほど杉山委員の内容と少し重複するが、今まで市の職員はどの立場の方々が参加していたのか伺いたい。また、教育委員会がどのように関与していくのかを伺いたい。

**(教育次長)** 市の職員として過去の平成20年代に行った審議会では部長が3人入っていた。字界や区域などの業務を管轄する総務部長、幼稚園の業務が福祉部門で管轄されていたことから健康福祉部長、道路管理者という立場で都市整備部長が入っていた。

**(西川委員)** 基本的にこの審議会は学校の再編があった場合などに開催されるものであって、通常はそんなに開催されるものではないという認識で良いか。

**(学校教育課長)** 基本的にはそのようなことが多いかと思われる。前回だと、岡崎中学校の新設のときに審議会を開いている。

---

**(松山教育長)** 本日の案件については、これをもって全て終了した。  
これにて、令和7年12月湖西市教育委員会定例会を閉会する。

閉会 午後3時15分終了